

役員及び評議員の報酬等規程

社会福祉法人 至誠会

○役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至誠会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (3) 顧問とは、定款第23条に定める顧問をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬)

第3条 役員等の報酬等は支給しないものとする。

(費用の弁償)

第4条 役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、別に定める「役員の費用弁償に関する規程」又は「旅費規程」による。

(情報の公開)

第5条 この法人は、この規程をもって社会福祉法（以下「法」という。）第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。